

事業者及び事業所の概要

(令和7年4月1日現在)

1. 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 加治川の里
代表者名	代表取締役 岩村 正史
所在地・連絡先	新潟県新発田市向中条2843番地1 電話 (代)0254-21-3460 FAX 0254-21-3465

2. 事業所の概要

フリガナ	デイサービスセンターカジカワノサト							サービスの種類	通所介護	
事業所名	デイサービスセンター加治川の里							事業所番号	1570600955	
所在地	〒959-2426 新潟県新発田市向中条2843番地1							フリガナ	ハダ ミカ	
								管理者	羽田 美香	
連絡先	電話番号	(代)0254-21-3460						FAX番号	0254-21-3462	
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年 間の休日	なし
		○	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平日	8:30~17:30						備考		
	土曜日	8:30~17:30								
	祝日	8:30~17:30								
利用料	法定代理受領分			介護報酬の告示上の額(別掲)						
	法定代理受領分以外			介護報酬の告示上の額(別掲)						
その他の 費用	食費、紙オムツ、尿とりパット、リハビリパンツ									
通常 の 事業 の 実施 地域	①新発田市 ②胎内市									
	備考									

3. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 2人以上
看護職員	常勤又は非常勤 2人以上
介護職員	常勤 6人以上
機能訓練指導員	常勤又は非常勤 2人以上

4. 利用料その他の費用の額

(1) 利用料

・基本料金（通常規模型）※7時間以上8時間未満

利用者の 要介護度	利用料	利用者負担金（1割負担の場合）	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
要介護1	1日につき 6,580円	658円	5,922円
要介護2	1日につき 7,770円	777円	6,993円
要介護3	1日につき 9,000円	900円	8,100円
要介護4	1日につき 10,230円	1,023円	9,207円
要介護5	1日につき 11,480円	1,148円	10,332円

・加算

加算	利用料	利用者負担金（1割負担の場合）	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき 400円	40円	360円
入浴介助加算（Ⅱ）	1日につき 550円	55円	495円
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	1日につき 560円	56円	504円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	1日につき 760円	76円	684円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき 200円	20円	180円
若年性認知症 利用者受入加算	1日につき 60円	6円	54円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1回につき 1,500円 ※ 月2回まで	150円	1,350円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1回につき 1,600円 月2回まで	160円	1,440円
科学的介護推進体制加算	1月につき 400円	40円	360円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	1回につき 220円	22円	198円
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	1月の利用料金（基本部分 ＋各種加算減額）の9.2%	左記額の1割	左記額の9割

※令和7年4月1日現在において、当事業所で算定要件を満たす加算となります。

(2) その他の費用

サービスの種類	利用者負担金	備考
食費	1回につき 780円	おやつ代を含む
紙オムツ	1枚につき 200円	
尿とりパット	1枚につき 50円	
リハビリパンツ	1枚につき 150円	
防水シート	1枚につき 50円	
その他	実費	日常生活において通常必要となる経費であって利用者負担が適当と認められるもの
キャンセル料金	1日につき 780円	感染症など事業所都合の場合は算定せず 利用予定日前日（前日が休日の場合はその前営業日）の 17時30分以降にキャンセルした場合

5. 第三者評価の実施状況

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	あり・なし

6. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 守秘義務について

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員及び居宅サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

8. 苦情処理の体制

別紙のとおり

9. 虐待の防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。